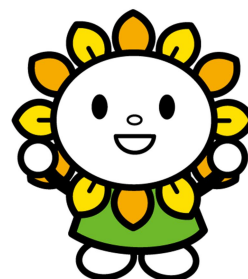


令和8年度

# 尾張旭市自治会等活動促進助成事業 募集案内



## ◆助成金の目的

連合自治会、自治会、町内会（以下「自治会等」とします。）の皆さんが行う「地域のふれあいを深めるための活動」や「地域の課題を解決するための活動」など、地域を住みやすくするために自治会等が実施する事業に対して助成をします。

## ◆助成の対象となる団体

連合自治会、自治会、町内会

## ◆助成の対象となる事業

地域社会の発展に役立つまちづくり事業などで、市内で実施する広い分野での自治会等の活動で、次のすべてに該当する事業です。

1. 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金の交付を受けていない（受ける予定のない）事業であること。
2. 国・地方公共団体・民間団体等による他の助成金を受けていない事業であること。ただし、申請事業と他の助成金等が会計上明確に区別できる場合を除く。
3. 宗教的又は政治的な活動ではない事業であること。

※ 3年を超えて同一事業を申請することはできません。区分は下記のとおり。

No	区分	内容
1	安全安心なまちづくりに関する事業	地域防災・防犯に関する活動、地域の危険箇所点検や対策の実施など、安心安全なまちづくりに資する事業
2	世代間交流に関する事業	スポーツ大会、レクリエーションの実施、子どもの学習支援事業、3世代交流事業など、交流に資する事業
3	環境保全・美化に関する事業	地域の清掃や草刈、花植え活動など、地域の環境保全や美化に資する事業
4	地域活力の向上に関する事業	加入促進活動、担い手や次世代育成活動、情報発信を強化する活動など、地域の活力向上に資する活動
5	健康増進・地域福祉に関する事業	高齢者のサロン活動、健康づくり教室の実施など、地域の健康増進や福祉向上に資する事業
6	自治会等活動の電子化に関する事業	電子回覧板等、アプリケーション導入にかかる初期費用、役員に配布するデジタル機器の購入など、負担軽減や経費削減に資する事業

## ◆助成金の額等

1. 助成対象経費の2分の1に相当する額（その額が10万円を超える場合は、10万円を上限とし、1自治会等1回限り）
2. 1,000円未満の端数は切り捨てとします。
3. 交付申請額に評価率（P3. 選定基準及び評価参照）を乗じて算出します。
4. 交付申請額に助成金の対象経費としてふさわしくない経費が含まれている場合は減額します。
5. 年間の予算額（70万円）の範囲内で交付し、合計額が予算額を超えた場合は按分します。  
※ 助成金の申請額及び対象経費は、交付申請時に市民活動課にて確認いたします。

## ◆助成対象期間

事業の開始は助成金の交付決定後になるのが本来ですが、本事業においては、令和8年4月1日より事業が実施されるケースもあります。交付決定日（令和8年7月上旬を予定）以前に事業を実施する場合は、「尾張旭市自治会等活動促進助成事業事前着手申出書」を提出してください。

## ◆助成の対象となる経費

費 目	内 容
報償費	講演会講師謝礼や調査研究を専門家へ委託した場合の謝礼など
旅費	講師にかかる交通費など
需用費	文具費、材料費、印刷製本費など
役務費	郵便料、保険料、通訳料など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料、通行料など
備品購入費	助成対象事業に必要な不可欠なもの
その他	上記以外の経費で事業の特性から市長が適当と認めるもの

## ◆選定方法

1. 申請書類（P4：申請書類参照）  
応募の際に提出していただく書類は選定評価対象になります。明確に記入してください。
2. プレゼンテーションと質疑応答
  - (1) プレゼンテーションの手法は問いません（パソコン、プロジェクターは市で用意します。）  
※ プレゼンテーション用のパワーポイント（拡張子pptx）のひな型があります。御入用の際はお声がけください。
  - (2) 発表の順番は、原則、申請書類の受付順とします。
  - (3) 交付申請額が5万円未満の場合は、書類審査のみとし、プレゼンテーションを省略できます。申請書提出時にお申し出ください。なお、5万円以上の助成を申請する場合は、プレゼンテーションは、必須となります。
  - (4) 申請書類やプレゼンテーション内容については、他の自治会・町内会へご紹介させていただきますのでご了承ください。

## ★選定基準及び評価

選定は次のような視点で行います。

評価項目		内 容
1	公益性	豊かな地域社会の形成と健全な発展を図る事業であるか。公益性のある事業内容となっているか。
2	地域性	自治会等加入者の理解と協力が得られる事業であるか。
3	実現性	計画の内容や実施方法が明確であり、かつ収支計画が実現可能で妥当な事業であるか。
4	未来性・継続性	波及効果や新たな展開が期待できる事業であるか。継続的な運用が可能な事業であるか。
5	総合性	評価項目1～4を総合的に評価し、申請団体もしくは、尾張旭にとって、有益な事業であるか。

上記の選定基準ごとに5段階評価を行います。

候補選定員全員の平均得点から、評価率と助成金の額を算定します。

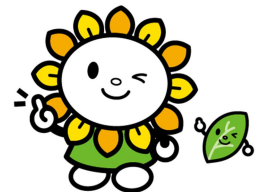
助成金の額＝交付申請額×評価率

ランク	平均得点	評価率
A	20点以上	100%
B	15点以上20点未満	70%
C	15点未満	0%

## ★申請方法

### 1. 申請期間

5月7日(木)～5月26日(火)まで



### 2. 申請用紙

市民活動課窓口で配布する他、市ホームページからダウンロードできます。

市ホームページ申請様式一覧 【尾張旭市自治会等活動促進助成金関係】

<https://www.city.owariasahi.lg.jp/page/2971.html>



### 3. 申請方法

#### (1) 市民活動課窓口又は、郵送

指定の申請書類に必要事項を記入し、関係書類を添付して「尾張旭市役所 市民生活部 市民活動課 コミュニティ係」へ提出してください。※ 申請書類は返却しません。

郵送先 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1  
尾張旭市 市民生活部 市民活動課 コミュニティ係



(2) メールより

指定の申請様式を作成後、以下メールへ添付し提出してください。

提出先 尾張旭市 市民生活部 市民活動課 コミュニティ係  
E-mail : siminkatudo@city.owariasahi.lg.jp

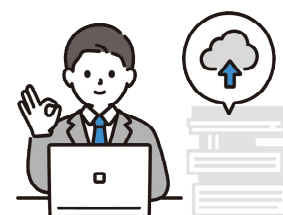


(3) 市ホームページの電子フォームまたは、以下 URL、二次元コードより

指定の申請様式を作成後、電子フォームへ申請様式を添付し提出してください。

市ホームページ 【ページ：自治会等活動促進助成金の概要】

URL: <https://logoform.jp/f/LOGpb>



### ◆ プレゼンテーションの開催日（予定日）

と き 令和8年6月27日（土曜日） 9時30分から

※ 申請団体数によって、開始時間を変更する可能性があります。

会 場 尾張旭市中央公民館 3階 302会議室

※ プレゼンテーションの詳細につきましては、申請団体にお伝えします。見学希望の方は、市民活動課にて受付をします。選定の結果は後日、代表者へ通知し、ホームページ及び広報へ掲載します。

### ◆ 申請書類

1. 尾張旭市自治会等活動促進助成金交付申請書（第1号様式）
2. 尾張旭市自治会等活動促進助成金事業計画書（第2号様式）
3. 尾張旭市自治会等活動促進助成金事業収支予算書（第3号様式）
4. 尾張旭市自治会等活動促進助成事業事前着手申出書 ※交付決定前に事業実施の場合必要

### ◆ その他

上記申請期間中に交付申請額が年間の予算額（70万円）を超えなかった場合は、申請期間以降に、随時申請（「期間後申請」という。）を受け付けます（ただし、助成金交付申請額は、5万円未満のものに限る）。

なお、期間後申請に対する選考は、プレゼンテーションは行わず、書類審査のみとなりますので御了承ください。

また、交付申請額が予算額に達した時点で、期間後申請は締め切ります。

●この制度に関する手続等のながれ

時期	内容	必要なもの
令和8年5月7日	申請受付開始	申請書・事業計画書・収支予算書・(事前着手届)を御提出ください。
5月26日	申請期限終了	
6月初旬	プレゼンのご案内	プレゼンテーション資料を提出ください。
(6月中)	(書類審査)	
6月27日	公開プレゼンテーション	事業内容をプレゼンテーションしてください。
7月初旬	選考結果通知 交付決定	審査後、市から交付確定額の通知をいたします。 ※ 必要であれば、1/2を限度として前払いができます。前金払請求書を御提出ください。
	(事業実施)	
令和8年1月	中間発表会	事業の進捗状況等をご報告ください。
	(事業実施)	
令和9年3月末まで	事業完了 →実績報告	実績報告書・収支決算書を御提出ください。
	助成額の請求	交付請求書を御提出ください。

※ 注意事項

この制度で購入した備品には、必ず  
 ・取得した年月日  
 ・「尾張旭市自治会等活動促進助成」で購入した旨  
 などを明記し、他の物品とは明確に区別できるように努めてください。



## 申請書の記載例

第1号様式（第7条関係）

令和〇年〇月〇日

尾張旭市長 殿

自治会等名 〇〇自治会  
 代表者住所 尾張旭〇〇町△△  
 氏名 尾張 朝飛

尾張旭市自治会等活動促進助成金交付申請書

尾張旭市自治会等活動促進助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成金申請額 100,000 円

2 助成対象事業名 自治会ICT化事業

3 添付書類

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

第2号様式（第7条関係）

尾張旭市自治会等活動促進助成金事業計画書

自治会等名 〇〇自治会

1 助成対象事業名	自治会ICT化事業				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">同一事業申請年数</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1年目</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2年目</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3年目</td> </tr> </table>	同一事業申請年数	1年目	2年目	3年目	
同一事業申請年数	1年目	2年目	3年目		
2 事業の区分 (いずれか一つに✓)	<input type="checkbox"/> (1) 安全安心なまちづくりに関する事業 <input type="checkbox"/> (2) 世代間交流に関する事業 <input type="checkbox"/> (3) 環境保全・美化に関する事業 <input type="checkbox"/> (4) 地域活力の向上に関する事業 <input type="checkbox"/> (5) 健康増進・地域福祉に関する事業 <input checked="" type="checkbox"/> (6) 自治会等活動の電子化に関する事業				
3 解決したい課題 事業の目的 (公共性・地域性)	自治会の役員のなり手不足の解消のため、回覧版と自治会運営に係る書類を電子化することで、地域住民間でのコミュニケーションの増進を図るための活動への転換を図る。				
4 事業の内容（実現性）					
いつ（までに）	令和8年3月末				
何を	電子回覧板掲載用及び書類データ作成用のPCを調達				
どうする	これまでのデータをクラウド化するとともに、活用のためのマニュアルを作成する				
5 事業を実施することで期待する効果 (未来性・持続性)	書類データがクラウド化することで、引継ぎの際に大きな荷物となっていた過去の書類の受け渡しが必要となる。マニュアルを作成することで、誰でも使用できるようになる。				
6 その他（総合性）	ICTに弱い方も取り残さないために、回覧板は試験導入とし、紙とICTとの並行運用する。				

第3号様式（第7条関係）

尾張旭市自治会等活動促進助成金事業収支予算書

自治会等名 〇〇自治会

収 入

(単位：円)

科 目	予算額	内 訳
自治会等活動促進助成金	100,000	
その他	125,000	自己資金等
計	225,000	

支 出

科 目	予算額	うち助成 対象経費	経費の内訳
報償費	13,000	12,000	役員手当 1,000(対象外) 講師代 3,000 マニュアル作成代 9,000
旅費			
需用費	13,000	13,000	マウス 5,000 パソコンケー ス 5,000 ケーブル 3,000
役務費	30,000	30,000	印刷費(アプリ登録回覧) 30,000
使用料及び賃借 料	10,000	10,000	通信費(11月~3月)導入 時作業及び運用検証
備品購入費	160,000	160,000	パソコン 160,000
その他			
計	226,000	225,000	同額

対象外経費(第5条第1号から  
第6号)がある場合は除いた額  
を記載

この額の2分の1もしくは、10万円のい  
ずれか低い額を限度として助成(審査による  
調整有)

★問い合わせ先

尾張旭市 市民生活部 市民活動課 コミュニティ係  
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1  
電話 0561-76-8126 (直通)  
E-mail : siminkatudo@city.owariasahi.lg

